# 令和5年度 子ども会夢活動支援事業要綱

## 1 目 的

子どもたちが、子どもたちの夢を実現するための事業を具体的に企画し、自ら事業を組み立て、実施することにより、子どもの手による子ども会活動を具体化、支援し、子どもと子どもの仲間づくりを図ることを目的としています。

#### 2 事業内容

単位子ども会等における子どもたち自身が企画した夢のある活動に対し、愛知県子ども会連絡協議会が当該子ども会等に事業費を助成します。

事業の対象については別紙の活動対象基準を参照してください。

## 3 申請要領

- (1)申請手順
  - ①単位子ども会・校区子ども会において、子どもの手による企画を立てます。
  - ②単位子ども会・校区子ども会は、市町村子連に夢活動事業の申請書類を提出します。
  - ③市町村子連は、単位子ども会・校区子ども会からの申請をとりまとめ、申請書類をブロック子連に提出し、 ブロック子連が県子連に送付します。
- (2)申請書類
- ①子ども会夢活動計画書(様式 1)
- ②子ども会夢活動育成計画書(様式 2)
- ③単位子ども会夢活動推薦書(様式3)
- (3)事業の対象期間

令和5年4月から令和6年3月末日まで

(4)申請期間

計画書の提出は7月5日、10 月4日、1月 17 日必着にて県子連事務局へご提出ください。

#### 4 助成金の交付

- (1)安全共済会に加入している単位子ども会等が企画した事業に対し、1団体4万円を上限として助成します。 (各ブロック2単位子ども会を上限)
- (2)県子連は、企画内容、ブロックのバランス、事業の妥当性等を総合的に勘案し、助成する企画を選考、 予算の範囲内で助成を決定します。
- (3)計画書の書類審査を7月、10月、1月の県子連研修事業部会にて選考・助成の決定をいたします。
- (4)助成金は、選考より決定後、約2週間以内に当該単位子ども会等所管の市町村子連指定口座に送金 します。
- (5)実施後、助成金額に満たない場合は差額をすみやかに県子連までご返金ください。

### 5 書類作成時の注意事項

- (1)計画書
  - ①様式1は子どもが、様式2は育成者(育成会)が作成します。
  - ②様式2の計画書は、様式1を確認後、補足計画書として、育成者(育成会)が記入します。
  - ③夢活動の助成金は、宿泊費・交通費等、本来子ども会で負担する費用には充当できません。
- (2)推薦書

様式3はブロック子連が作成します。

- (3)報告書
- (1)様式4は子どもが、様式5・6は育成者(育成会)が記入します。
- ②事業の収支決算は、助成金額分のみを計上してください。
  - ※事業の支出に伴う証拠書類(領収書等)の提出は不要ですが、適正に報告してください。

#### 6 事業の完了報告について

単位子ども会等は、事業完了後30日以内に、様式4·5·6を作成し、市町村子連へ提出してください。 市町村子連は、県子連に原本を、ブロック子連に写しを送付してください。

# 7 その他

- (1)夢活動支援事業を広くアピールするため、取材等が行われた場合は、積極的にご協力ください。
- (2)提出された報告書については、本会のホームページにて掲載をさせていただく場合があります。